

2020 年 8 月 4 日

(株)東京環境測定センターニュース

(No. 217)

令和 2 年 8 月 4 日に厚生労働省から「石綿障害予防規則等の一部を改正する省令等の施行について」が公表され、令和 2 年 7 月に公布または告示された省令等の施工日が通知されました。

(厚生労働省ホームページより)

<https://www.mhlw.go.jp/content/000656249.pdf>

今回の改正の主な内容

1 解体・改修工事前の調査

- ・事前の調査方法の明確化（設計図書等の確認及び目視による確認の必須化等）
- ・石綿が含有されているとみなして措置を講じる場合は分析調査を不要とする規定の吹付け材への適用
- ・事前調査を行う者及び分析調査を行う者の要件の新設
- ・事前調査及び分析調査の結果の記録等（記録項目の明確化、3 年保存の義務化、作業場への写しの備え付け義務化等）

2 解体・改修工事開始前の届出の拡大・新設

- ・計画届の対象拡大（作業届対象作業を計画届の対象に見直し）
- ・解体・改修工事に係る事前調査結果等の届出制度の新設（建築物及び特定の工作物に係る一定規模以上の解体・改修工事について事前調査結果等の届出義務化等）

3 負圧隔離を要する作業に係る措置の強化

- ・隔離・漏洩防止措置の強化（隔離解除前の除去完了確認、集じん・排気装置の設置場所等変更時の点検、作業中断時の負圧点検の義務化）

4 隔離（負圧は不要）を要する作業に係る措置の新設

- ・けい酸カルシウム板第 1 種を切断等する場合の措置の新設（隔離（負圧は不要）の義務化）
- ・仕上げ塗材を電動工具を使用して除去する場合の措置の新設（隔離（負圧は不要）の義務化）

5 その他の作業に係る措置の強化

- ・石綿含有成形品に対する措置の強化（切断等による除去の原則禁止）
- ・湿潤な状態にすることが困難な場合の措置の強化（除じん性能を有する電動工具の使用等の発散抑制措置の努力義務化）

6 作業の記録

- ・40年間の保存義務がある労働者ごとの作業の記録の追加（事前調査結果の概要及び作業実施状況等の記録の概要を追加）
- ・作業計画に基づく作業実施状況等の写真等による記録・保存の義務化

7 発注者による配慮

- ・事前調査及び作業実施状況等の写真等による記録の作成に関する発注者の配慮義務化

この改正省令の施行日は令和3年4月1日となります。

ただし、「けい酸カルシウム板第1種を切断等する場合の措置の新設」は令和2年10月1日とかなり早くなっていますのでご注意ください。

また、「解体・改修工事に係る事前調査結果等の届出制度の新設」は令和4年4月1日、「事前調査を行う者及び分析調査を行う者の要件の新設」は令和5年10月1日となります。

石綿障害予防規則の改正の概要はこちら

<https://jsite.mhlw.go.jp/aichi-roudoukyoku/content/contents/000683089.pdf>

この改正について厚生労働省愛知労働局のHPに分かりやすくまとめられています。

ホームページアドレスはこちら

https://jsite.mhlw.go.jp/aichi-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/anzen_eisei/ishiwatasoku_kaisei.html

御質問、問合せは、技術グループまでお願いします。